

【学術論文】

# 郊外型大型店進出と既存商店街の関係

## -岩手県北上市の事例-

Relationships between deployment of suburban type large stores and the existing shopping street : A case of Kitakami city in Iwate Prefecture

岩田 智

IWATA Satoshi

### Abstract

In local cities in Japan, the deployment of suburban type large stores that began in around 1970 has greatly influenced the community residents and the existing stores. Kitakami city in Iwate Prefecture is not an exception and various problems have been caused by the deployment of suburban type supermarkets. The existing shopping center of Kitakami City, which has been strongly influenced by the deployment of suburban type supermarkets, is also the same. In particular, it was expected that "Ezuriko Shopping Center", which opened in Ezuriko Village neighbouring Kitakami City in 1981, would influence the existing shopping center of Kitakami City. So-called "the Ezuriko Shopping Center issue" was a case that attracted attention nationwide for which conflict between the benefit of the existing shopping center in Kitakami City and that of the shopping center in Ezuriko Village were focused. In this study, the authors focused on Kitakami City, which is regarded to have succeeded in attraction of factories, among local cities, and conducted a survey study for influence on regional economy of mass merchandising stores located in suburbs.

【キーワード】 消費者行動、流通、商店街、地域研究、北上市

### <目次>

- I 問題提起
- II 当時の北上市中心商店街
  - 1 中心商店街の成り立ち
  - 2 商店街の近代化
- III 江釣子ショッピングセンター
  - 1 設立以前の江釣子村商業の状況
  - 2 設立構想経緯
  - 3 江釣子ショッピングセンター問題



図1は昭和41年(1966)当時の北上市中心部の略図である。この略図から、当時の北上市の中心街の構成がみてとれる。

北上市総合開発計画書(1973)では北上市の商業活動について「北上市の商業は、全般的にみて陽の当たる面も持っているのだが、成長発展の面でやや立ち遅れがみられる。小売業・卸売業・取引市場などの流通産業の経営基盤や売上規模は、北上圏中核都市として水準に達していない。特に地域間競争となる盛岡市・花巻市・水沢市・一関市などに比べて経営基盤において劣っている。しかし東北新幹線が開通し、東北縦貫道が開通すると、高速大量輸送時代に突入する。このような新時代を迎え、北上市の商業はこれに十分対応して行く必要がある。」<sup>1</sup>と指摘している。

さらに、同計画書では「北上市の商業活動は、自然発生的に生育発展してきたことから、商取引規模は小さくまとまり、店舗の構えも零細なものが多い。このため、商店街構成も統一的ではなく、市街地の中央部に商店街が位置しているに過ぎず、商業機能を十分に発揮していない面が多い。」<sup>2</sup>とも指摘している。

## 1 中心商店街の成り立ち

北上市の中心商店街の成り立ちは、江戸時代にさかのぼる。伊藤吉助氏によれば『江戸幕府への参勤交代の行列が往来し、人々の交通がひんぱんになった慶長9年(1604)に本町が造営された。黒沢尻で最も早くつくられた街である。本町十文字の西表の方に「人市場(ひといちば)」という字名があった。

(明治初期の町役場文書)一市つまり一日の市の名残りと思われる。本町の南端が、いまの丁場で「丁切り」とよばれた。本町ができて約50年あとに新町がつくられた。それまで「丁切り」とよばれていた本町の南端の呼称が不適當になり、「丁」の字を残して「丁場」というようになったといわれる。新町はその丁場から南へ、橋本(広瀬橋附近)までは道筋があったが、その先は谷地だったという。諏訪神社への参道、諏訪町ができたのは、さらに約50年後になる。』<sup>3</sup>

## 2 商店街の近代化

北上市の中心商店街である十字路商店街は、1970年代半ばから近代化事業に取り組んでいた。まず、1971年に本通り商店街のアーケードが完成、次いで1974年新穀町、1979年本通り1丁目にアーケードが完成した。諏訪町商店街は、1973年策定の市総合発展計画に北上病院跡地をショッピングセンターにする構想を受けて、核店舗に大型店を誘致しての開発構想に着手した。1974年通称「大規模小売店舗法」が施行され、北上市にも商業活動調整協議会が設置された。同法施行当時、市内の大規模小売店舗は「鍵屋デパート」のみだったが、早速諏訪町の計画の商調協にかかり、売場面積を中心に活発な論議が交わされた。結局、1978年11月30日、エンドーチェーンを核店舗とする北上ショッピングセンタ

---

<sup>1</sup> 北上市(1973)「総合開発計画書」、76頁。

<sup>2</sup> 同書、77頁。

<sup>3</sup> 伊藤吉助(1980)「奥州街道筋の街なみ」街・きたかみ編集委員会・(有)みちのく芸能企画「写真帳・きたかみの今昔」杜陵印刷、10-11。



ーがオープンした。続いて起こったのが、郊外型大型店である江釣子ショッピングセンター問題である。北上市商店街の危機感は強く、広域商調協での調整も難航、1980年1月には総売場面積を約1500㎡とする国の勧告が出された。しかし市内業者は北上市小売商近代化協議会を結成、1981年1月14日には、東京地裁に大臣勧告の取り消しを求める訴訟を起こすにいたった。小売業者の生活権を問う初めての裁判として注目されたが、江釣子ショッピングセンターはジャスコを核店舗とし、1981年12月5日にオープンした。同じ年の4月28日には、駅開発ビルにイトーヨーカドーの進出も決まり、北上商圈は「大型店時代」に突入していったのである<sup>4</sup>。図2は、当時の大型店の位置関係を示したものである。なお、イトーヨーカドーは2000年1月に撤退している。店舗跡は、テナントビル「おでんせプラザぐるーぶ」になっている。

図2 江釣子・北上周辺図



(出典) 鳴海侑 (2017)「地域主導のショッピングセンターを北東北に追うー第1回：村に大きな商業施設を！」(OpenStreetMapを元に作成) © OpenStreetMap contributors

<sup>4</sup> 北上市閉市記念誌 (1991)。

## II 江釣子ショッピングセンター

### 1 設立以前の江釣子村商業の状況

当時の江釣子村商業の状況においては、1962年の「岩手県広域商店街診断報告書<sup>5</sup>」において、江釣子村「宿」商店街についての記載が参考になる。以下、報告書からの引用である。

『本商店街は、江釣子村内111商店のうち最大の商店集団（53店）を構成している商店街である。しかし、たしかに村内における商店の大集団ではあるが、商店街としては完成しないうちに老化を見せてきた斜陽商店街観が濃厚である。

本商店街の繁盛が停滞している原因はいろいろ考えられるが、まず主原因は、①村内を東西方向に走るバス路線が何れも北上市へ直結する通過性交通となっている点（従って村内の南端にある本商店街への村民結集が行い難いこと）にある。北上市へは4km、バスで10～15分、運賃にして20円前後という関係では、江釣子村は完全に北上市商店街の商圈に包まれ、村の商店街が独自にもつ商圈は極めて小さい（徒歩半径の）ものとならざるを得ない。②には村内の人口集落が何れも小さく分散的であるため一カ所に強結集を行うには不便であることが挙げられよう。③には村の経済が概して余裕のあるところから、消費者階層が良質であるため、求めようとする対象（商店、商品など）が村内では調達不十分があるという点、さらには④農協が発展して特に婦人部などの活発化が小商店を相手として不十分視する傾向がある点、などが考えられる。これらの諸原因が絡み合って今日の斜陽性を示すに至ったと考えられる。』

江釣子ショッピングセンターの開店以前の江釣子村の商業状況は、当時行われた「お買物アンケート調査から知ることができる。現在現物は入手困難であり、結果をまとめた「広報えづりこ（昭和55年5月25日）」から引用する。以下は引用である。

『この「お買物アンケート調査」は、村内の消費動向を把握するために、村、商工会、江釣子地域小売商業近代化対策調査委員会が昨年11月に、村内の小学校4年、5年生の家庭258世帯を対象に調査を実施したものである。アンケートの回収状況は、231世帯、89.5%となっています。

95%は月1回以上北上市で買物

近隣都市での一カ月あたりの買物回数の調査では、北上市で1回以上と答えた方が95%もあり、このうち4回以上（週に1回は）と答えた方は38.9%となっています。他の都市では、花巻市で17.2%、盛岡市では3.6%の方が月1回以上は買物をすると答えています。

半数以上は村外で

買物の品目別にその理由などを調査したのが下の表です。

買物場所では、全体的にみて主に地元という方が45.1%、北上市が44.6%、その他10.3%となってお

---

<sup>5</sup> 横浜市立大学経済研究所（1962）「岩手県広域商店街診断報告書 昭和37年8月実施」、208-209。

り、主に村外で買物をするという方は54.9%を占めています。

品目別には、日用雑貨、家庭電器、食料品を地元でという人が半数以上を占め、特許・カメラ・家具・室内装飾品を北上市でという人が半数以上を占めています。

#### 専門店が揃っている

買物場所を選んだ理由では、全体的には「専門店が揃っている」が一番多く34.6%を占め、次いで「近いから」32.4%、「交通が便利」が12.1%、「大型店がある」10.3%・・・となっています。

品目別には、毎日使用する小物品的な日用雑貨・医薬品・化粧品食料品は「近いから」がその主な理由であり、その他衣料品・貴重品は「専門店がそろっている」がその主な理由となっています。

#### ふだんは一般商店で

買物をする店舗の形態では、全体的に「一般商店」が33.8%を占め、次いで「デパート・大型店」が27.0%、「高級専門店」17.8%、「中・小スーパー」14.4%・・・となっています。

#### 商品が豊富な店

買物をする店舗を選んだ理由では、各項目に理由がわかれ、全体的には「商品が豊富」が19.4%、「気楽に買えるから」16.3%、「なじみの店」13.5%「値段が安い」11.7%、「店が信用できる」10.2%・・・となっています。

買物をする店舗を選んだ理由、村内商店に特に要望したいことの両項目ともに共通することは、消費者は「豊富な品揃えがしてあり価格が安くて、気楽に買える店」を望んでいることがわかります。

最後に、ショッピングセンターの建設については、63.8%の人が「望ましい」と答え、「望ましくない」は10.5%、「わからない」は25.7%でした。』

## 2 設立構想経緯

本研究で取り上げる江釣子ショッピングセンターは、現在は北上市と合併している江釣子村に1981年12月5日に設立された。このショッピングセンターは、当時の江釣子村の商店主が共同して建設したものである。以下は、設立に至った経緯である。

1973年に江釣子商工会が発足した。商工会の課題は、東北自動車道IC周辺開発と流通基地への参加であった。翌年(1974)に、江釣子村商店診断を実施している。その結果、IC開通により、消費者の盛岡指向が強まると考えられるので、企業集团的に販売防衛を図るためにショッピングセンター造成を成功させるべきとの結果報告がなされたことが、江釣子ショッピングセンター計画の契機となった。1975年から各地のショッピングセンターを視察、各種講習会を開催している。1977年には、村内事業者へのショッピングセンターへの意識調査を実施し、また村企画調整課とショッピングセンター構想の話し合いもしている。1978年には、村長とショッピングセンター建設構想、村都市計画におけるショッピングセンターの位置付けの話し合いがもたれている。地域商業環境の現状と業者への手引書を作成している。



ショッピングセンター調査研究会が設立され、立地条件、商圈について理論的に算定している。ショッピングセンター予定地の地権者と交渉も開始した。商圈算定では、理想的面積として、売場面積 20,000 m<sup>2</sup>とした。郷土性、娯楽性、公共性を重視し、県内最大規模の店舗イメージ、形態を作成している。資金計画を策定している。1980 年オープンを目指すスケジュールプラン作成している。出店資金積み立てとして、ひまわり積み立て開始した。組織作り作業開始。ジャスコを核店舗として決定している。1978 年 10 月には、地権者説得のための PR 資料を作成し、12 月には地権者説明会を開催している。1979 年 1 月には、江釣子ショッピングセンター建設実行委員会が発足、江釣子ショッピングセンター協同店舗株式会社設立、近隣市町村商工会関係各機関へ計画説明を実施している。2 月には北上市各商店街代表者に計画説明を開催している。3 月に大規模小売店舗法 3 条の届け出をし、11 月に大店舗東北部会で、地元 5,110 m<sup>2</sup>・ジャスコ 6,390 m<sup>2</sup>で結審している。1980 年 1 月、結審内容通り大臣勧告が行なわれた。1981 年 3 月には協同組合江釣子ショッピングセンターが設立された。1981 年 12 月に、開店となった。

### 3 江釣子ショッピングセンター問題

#### (1) 問題の背景

いわゆる「江釣子ショッピングセンター問題」とは、江釣子村に大型店が開店することで顧客を採られることを危惧した北上市商店街が、自分たちの生活を守るために計画の縮小・撤回を求めた問題である。その背景には、前述したように 1965 年代半ばから北上市中心商店街である十字路商店街は近代化委事業に取り組んでおり、アーケードなどの整備を実施してきた。さらに、1973 年の北上市総合発展計画に北上病院跡をショッピングセンターにする構想を設けて、核店舗に大型店を誘致しての開発構想に着手していたことにある。1974 年には「大店法<sup>6</sup>」が施行され、北上市にも商業活動調整協議会（商調協）が設置された。同法施行当時、市内の大規模小売店舗は「鍵屋デパート」のみだったが、早速諏訪町の計画も商調協にかかり、売場面積を中心に活発な論議が交わされた。結局、1978 年 11 月 30 日、エンドーを核店舗とする北上ショッピングセンターがオープンしている。

この問題は、大型店対北上商店街という観点から捉えるべきではなく、江釣子商店街と北上商店街との競争と捉えるべきである。前述した得江釣子商店街のアンケート結果から推測できるように、このままでは衰退の可能性が高い江釣子商店街側が協力してショッピングセンターを建設し核店舗に大型店を誘致することにより、西方面から江釣子商店街を通過して北上商店街に流入する購買人口を食い止め、自分たちの生活を守ろうとしたのである。この点について、杉岡碩夫氏は、「江釣子村（人口 8064 人、79 年現在、以下同じ）は北上市（52,468 人）に隣接し、小売商業の年間販売額をみると、北上市の 401 億 4,800 万円に対して江釣子村のそれは 52 億 300 万円で、7.7 対 1 の格差がある。つまり小売商業力からいうと、北上市の側に中心性があり、江釣子村はその商圈にすぎない。ところが江釣子村側の商業者が協同店舗を計画、核店舗としてジャスコを誘致したのである。したがってこのケースは、従来購買力の流出に悩まされた弱小町村が、中心性をもつ強力な都市に対する対抗力を持つようとする事情と、そのための手段として全国型チェーンストアを誘致、もしこれが実現すると核店舗が従来の中心都市商業の基盤をゆるがせかねな

---

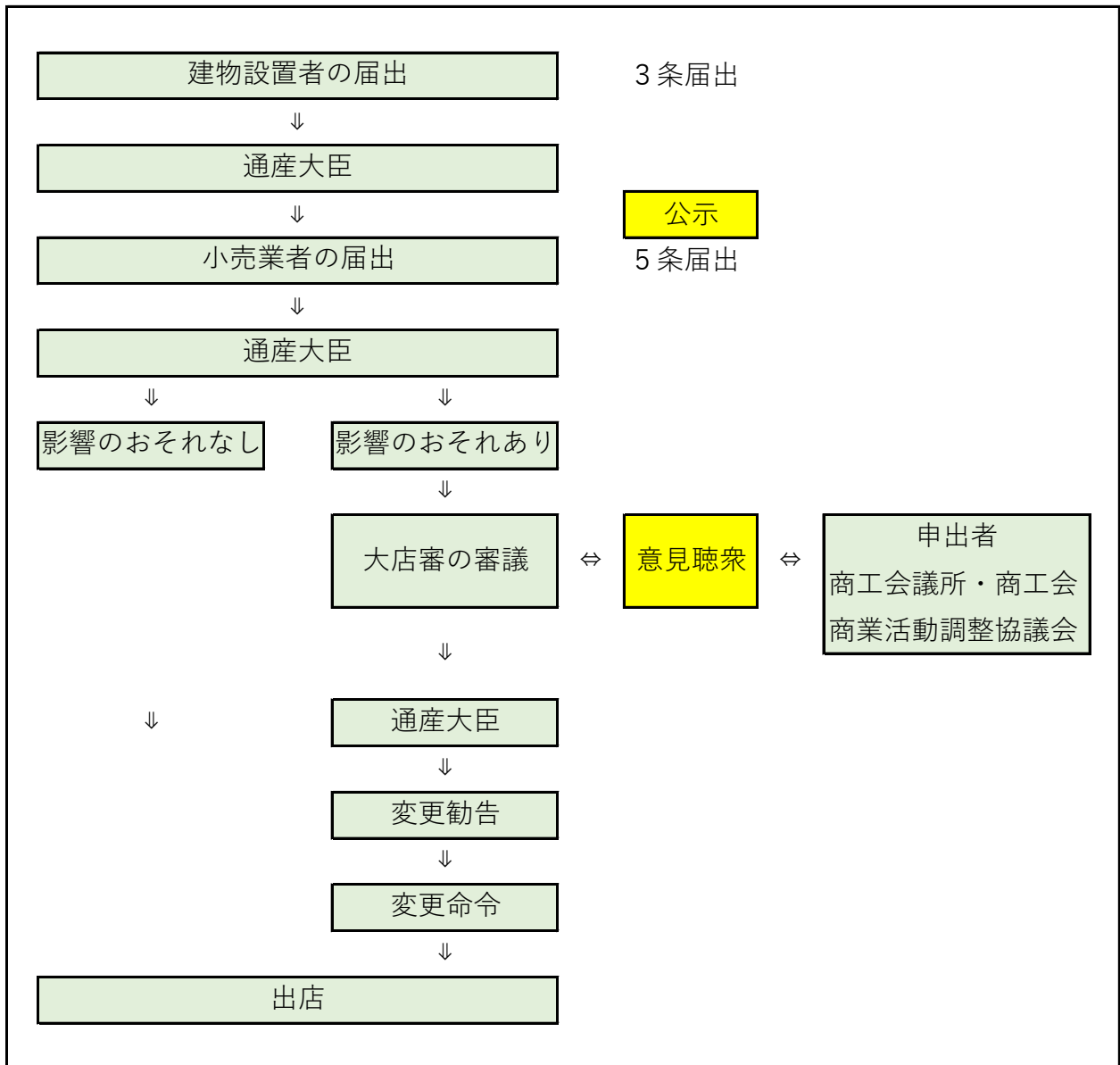
<sup>6</sup> 正式名称は、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」であり、「大店法」と略されることもある。

い、という事情とが重なり合っている。」と指摘している<sup>7</sup>。

(2) 裁判の内容

裁判は大型スーパー「ジャスコ」(本社大阪市、岡田卓也社長)と、北上市に隣接する和賀郡江釣子村の小売業者が、店舗面積ジャスコ 14,000 m<sup>2</sup>、地元テナント 6,000 m<sup>2</sup>とする大型ショッピングセンター「パル」建設の計画を立て、1979年3月「大規模小売店舗法」(大店法)に基づき、通産大臣に届け出たことにはじまる。図3は、当時の大店法による出店調整プロセスである。

図3 大店法による出店調整プロセス



(出典) 小本恵照 (1999) 「大型店出店規制の変化とその影響」ニッセイ基礎研究所報、42 頁より作成。

<sup>7</sup> 杉岡碩夫 (1981) 「大型店の進出阻止に動く商人の論理-紛争の地 京都、江釣子、静岡からの報告」エコノミスト、59 (25)、44-45。



適正な店舗面積などを話し合うため、江釣子村広域商業活動調整協議会（商調協）が開かれた。全国で初めて開催された広域商調協での調整も難航したが、ジャスコは7,500㎡などとする案が採決された。それを受けて、大規模小売店舗審議会（大店審）東北第一地方部会は、同年11月、ジャスコの店舗面積を6,390㎡、地元テナントを511㎡と決め、通産大臣に答申、同大臣は1980年1月、答申通りの「変更勧告」をした。

この勧告に対し、北上市の小売業者（北上市小売商近代化協議会）は「勧告通りの大型店が進出すると、北上市の業者は壊滅的な打撃を受ける。周辺小売業者の保護などをうたった大店法一条に違反する」などとして、1980年1月14日には、東京地裁に大臣勧告（大型店の出店調整をめぐる通産大臣の出した売り場面積の変更勧告）の取り消しを求める訴訟を起こすにいたった。小売業者の生活権を問う初めての裁判として注目された。

裁判は①通産大臣の変更勧告が行政訴訟の対象となる「行政処分」に当たるかどうか②原告には裁判を起こす法的資格があるか—の二点に絞って審理された。

これらの点について、原告・小売業者側は「大型店の変更勧告の範囲なら営業できるから、事実上、大臣の営業許可を受けたことになり、勧告は行政処分である。大型スーパーの進出による打撃から守るべき周辺小売業者の利益は法的利益であり、原告適格がある」と主張した。一方、被告・国側は「変更勧告に従うかどうかは相手方の任意だ。本件勧告は行政指導にすぎず、行政処分ではなく、原告適格もない」と、訴えの却下を求めている<sup>8</sup>。

1982年3月16日に東京地裁判決では、北上市の北上小売商近代化協議会を中心とする小売業者117人が、大型店の出店調整をめぐる通産大臣の出した売り場面積の変更勧告の取り消しを求めた行政訴訟で敗訴している。

判決はまず、変更勧告が行政処分に当たるかどうかについて検討している。「百貨店法の許可制と異なり、大店法は届け出制。変更勧告が取り消されたといって、大規模店は営業ができなくなるわけではない」とした。また、周辺小売店主が、大店法に基づいて訴訟を起こせるかどうかについて、「変更勧告の内容は通産大臣の裁量にゆだねられている。周辺小売店にこの勧告に対する異議申し立て権を認めていないなど周辺小売店の具体的権利、法律上保護された利益を侵害するものでなく、取り消しを請求できない」とした。続いて大店法は、大規模店に通産大臣が変更勧告できるのは、届け出受理日から4ヶ月以内と定めている点をあげ、「変更勧告を取り消しても、通産大臣がさらに厳しい内容の変更勧告を発動できる余地はない」と退け、「訴えは、いずれも不適法」と結論した<sup>9</sup>。また、地元商店側の控訴も、東京高裁が一審判決を支持し敗訴している<sup>10</sup>。

この裁判の最大の争点は、通産大臣の勧告が行政訴訟の対象となる「行政処分」に当たるかどうか—であった。判決は原告の小売業者側に対し厳しく判断し、行政訴訟が“狭き門”であることを改めて示した。行政訴訟の一つである抗告訴訟（取り消し請求など）では、訴えそのものの「適否」がよく争点になる。これは行政事件訴訟法が、行政訴訟の対象を制限しているからで、同三条一項は「行政庁の公権

---

<sup>8</sup> 岩手日報、1982年03月16日、夕刊。

<sup>9</sup> 朝日新聞、1982年03月16日。

<sup>10</sup> 朝日新聞、1985年06月25日。

力の行使に対する不服」と定めている。この“公権力の行使”つまり法令に基づく行政庁の処分が一般に「行政処分」と言われる。しかし、そのすべてが行政処分に当たるのではなく、最高裁判例（三十年二月）は「その処分によって、直接国民の権利・義務を形成、またはその範囲を確定することが、法律上認められているもの」と枠を設けている<sup>11</sup>。

そもそも大店法の目的は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業者の事業活動の機会を適正に保護し、小売業の正常な発展を図ることを目的としている。大規模小売店舗法（大店法）は、戦前からの百貨店法の趣旨を引継ぎ、大型店による中小小売業者への圧迫を回避することを主たる目的として制定された<sup>12</sup>。したがって法律は該当する大規模店の進出にあたって、地元の商工会議所等の意見を聴くことが定められおり、調査審議機関として商業活動調整協議会（商調協）が設けられていた。

なお、ジャスコは、地元商店主らの反対が強いことから、売り場面積を2年間21%自主的にカットしている。

#### 4 江釣子ショッピングセンターの地域経済に対する貢献

この江釣子ショッピングセンターが開店し当時、江釣子村は北上市のベッタウンとして色彩を強めていた。ショッピングセンターの周辺には、全国チェーンの飲食店や物品販売店が増加していた。吉住宗芳氏の研究<sup>13</sup>によれば、「江釣子ショッピングセンター全体としても、主力商品は買回品ではなく、最寄品であり、その商圏はそれほど大きなものではない。おそらく、江釣子 SC の商圏は周辺の市町村に限られている。したがって、SC の影響を受ける範囲も周辺の市町村に限られている。商業統計では、隣の北上市に強くその影響があらわれている。」と指摘している。

また、吉住宗芳氏は、「北上市の小売業の停滞は、全国平均よりもさらに大きいことになる。北上市のシェア<sup>14</sup>は江釣子 SC が建設された直後の昭和 57 年（1982 年）には、5.03 であったが、昭和 60 年（1985 年）には 4.48 に減少した。このシェアの減少分は、江釣子村の増分にほぼ等しく、江釣子村 SC の影響を表すものである。しかし、この北上市の停滞は、江釣子 SC が北上市の人口を吸引したことによるものではない。なぜなら、商業集積レベルは、もともと北上市のほうが高く、その北上市の消費者が、わざわざ商業レベルの低い江釣子 SC に、買物に出掛ける理由はないからである。したがって、北上市の停滞には別の要因がある。」としている。

その要因<sup>15</sup>について、吉住宗芳氏は、「鉄道に沿って、西から北上市に向かうと、和賀町、江釣子村、北上市と続く、そして、その沿線には国道もあり、東西に交通機関が発達している。そのため、江釣子

---

<sup>11</sup> 朝日新聞、1982 年 03 月 16 日、夕刊。

<sup>12</sup> 木村晴壽（2017）「行政指導下のいわゆる地元民主主義－商調協による出店調整の実態－」松本大学研究紀要、第 15 号、9 頁。

<sup>13</sup> 吉住宗芳（1990）「ショッピングセンターによるムラおこしの事例研究－岩手県和賀郡江釣子村を例として－」広島大学経済論集、第 14 巻第 1 号、235 頁。

<sup>14</sup> 前掲書、235 頁。

<sup>15</sup> 前掲書、236-237 頁。

村以西の人々は、この交通機関を利用して、北上市へ買物に出掛けていた。そこに、この人の流れを遮断する形で、SCが建設されたので、SCが建設される以前には、北上市に買物に出掛けていた西側の和賀郡の人々が、江釣子SCに吸引され、北上市の顧客が減少したのである。岩手県の商圈調査（昭和61年版）によると、和賀町の購買人口の20.3%が江釣子村への流入となって表れている。これらの消費者は、江釣子SCがなければ、北上市へ向かったはずである。」と指摘している。要するに、吉住宗芳氏は、「江釣子SCは、北上市にのみ大きな影響を与えたが、それは、江釣子SCが、北上市の常住する消費者を吸引したからではなく、北上市へ向かう顧客を奪ったからなのである。」と結論づけている。

さらに、吉住宗芳氏<sup>16</sup>は、江釣子SCの経済効果を全国要因と地域要因の寄与度から、分析している。江釣子SCに入居した誘致店舗の貢献度が約4割、地元商業者の貢献度が6割である。江釣子村では、大型店舗を誘致し、それを活用することで、地元小売業が発達したと指摘している。そして、「大規模小売店法は、これまで、中小小売業者の事業機会を保証するために、大規模小売店の出店営業に関して種々の規制を行ってきた。また中小小売業者も、大規模店の進出に対して、反対することが多かった。しかし、そうした規制は本当に効果があったのであろうか。最近の商業統計によると、大規模小売店法が存在するにも関わらず、小規模小売業の店舗数が減少し、その販売額は低迷している。」と述べている。

吉住宗芳氏<sup>17</sup>は、「江釣子村の地元商業者の貢献度は、4割ほどある。昭和54年（1979年）以前のデータと比較すると、地元小売店の店舗当たりの販売額は、全国平均以上に成長しており、店舗当たりの販売格差も全国平均以上に拡大している。江釣子SCの地元小売業に対する貢献は非常に大きなものであったといえよう。」と述べている。

## 5 現状と課題

江釣子ショッピングセンターは、その後、紆余曲折はあったものの現在まで順調に発展し続けている。その間には、東北新幹線の北上駅開業にともなう駅前再開発事業において、駅前に建設されたビルには、各店舗としてイトーヨーカ堂が1986年に入店したが、2000年に営業不振により撤退している。また、2000年には中心商店街の核店舗として、ツインモールプラザが営業開始している。反面、北上市は中心市街地の活性化を目的として、商店街へのテコ入れを継続的に実施しているが成果は現在に至るまで成果は上がっていないのが実情である。

また、本通りに設置されていたアーケードは老朽化により、2014年には撤去されている。その背景には、アーケード設置当時（1970）にいた、設置主体である北上市商店街振興組合の組合員数が80人（77店舗）だったのが、現在（2014）には組合員数37人（約20店舗）まで減少していることが影響している<sup>18</sup>。

結果的にみれば、江釣子ショッピングセンター問題は、いままで顧客を北上市商店街に奪われていた江釣子商店街の対抗策であり、民間同士の競争である。このため、商店街の魅力を高めるなどの対策によらず既存利益を守ろうとした北上市商店街の考え方は時代にそぐわないものであったといえよう。こ

---

<sup>16</sup> 前掲書、240頁。

<sup>17</sup> 前掲書、243頁。

<sup>18</sup> 岩手日報（2014）、10月15日。

のような行政の力を借りて既存利益を守るという思考をとっているような商店街に未来はなく、結果として北上市商店街はますます寂れていくことになったと判断できよう。

なお現在は、江釣子村は北上市と合併し、北上市の一地区となっている。

### Ⅲ おわりに

本研究では、地方都市の中で工場誘致に成功したといわれる北上市に焦点をあて、その郊外に立地した大規模小売店の地域経済への影響について調査研究を実施したものである。特に、江釣子村と北上市が合併する前に起こった。江釣子ショッピングセンター問題は、全国的にも有名な事例となった。もっとも、この事例は北上市商店街に購買需要を吸い取られていた江釣子商店街が、その対策として大型店を核店舗として誘致し大型店を建設運営することであった。結果的にみれば、江釣子村商店街が主体となって設立された江釣子ショッピングセンターの設立は成功であり、度重なる行政のテコ入れにも関わらず、商店街の魅力を高めるなどの対策によらず既得権益を守ろうとした北上市の中心商店街は衰退しているのが実態である。

最後に、本研究の実施にあたってご協力をいただいた北上市市史編纂室、関係各位の皆様に厚くお礼申し上げます。

#### 【参考文献】

- 1 野本晃史・大矢幸雄(1983)「地方都市における大規模小売店舗(大型店)の成立と都市構造の変容」島根大学教育学部紀要(人文社会科学)第17巻、21-32。